平成２３年（フ）第７４２号
埼玉県狭山市入間川１丁目７番２号
破産者　株式会社エムネット
１　決定年月日　平成24年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２０１号
埼玉県比企郡小川町東小川３丁目１番地５
破産者　榊原　龍司
１　決定年月日　平成24年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１１４号
千葉県茂原市早野956番地
破産者　高橋　克枝
１　決定年月日　平成24年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１６９８号
北海道滝川市幸町３丁目６番43号
破産者　有限会社野口商店
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３８号
北海道旭川市東光５条８丁目１番21号、商業登記簿上の本店所在地北海道旭川市神楽１条11丁目５番地の15
破産者　株式会社瀧
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６０号
北海道稚内市富岡３丁目６番１号
破産者　橋爪　智美
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６６号
川崎市麻生区白鳥１丁目16番８号
破産者　クインクルケス株式会社
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６７１号
川崎市中原区今井南町958番地
破産者　有限会社今井
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
新潟県燕市分水学校町１丁目２番22号、前住所新潟県長岡市寺泊北曽根2123番地５
破産者　相澤　登美
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第４６号
静岡県富士宮市大岩45番地の１、前住所静岡県富士宮市大岩467番地の７
破産者　笠井設計こと　笠井　昭吾
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第３７４号
愛知県東海市名和町北神田21番地
破産者　株式会社ＴＡＩＨＯ
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９９６号
名古屋市中区丸の内３丁目17番６号
破産者　有限会社モントレー
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９９７号
名古屋市中区丸の内３丁目17番６号
破産者　株式会社ナカトウ
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６８６号
愛知県春日井市柏井町５丁目31番地
破産者　株式会社コクサイテクニカ
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０４８号
大阪市淀川区西中島１丁目10番10号
破産者　有限会社ケービーセンター
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０９４号
大阪市天王寺区生玉町２番３号
破産者　株式会社ワイ・エスカラー
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７２７６号
大阪市西区安治川１丁目１番48号
破産者　株式会社アーク環境デザイン
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３０５号
大阪市中央区島之内１丁目14番29号
破産者　株式会社アイデアマンユニオン
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６９２号
大阪市中央区淡路町３－４－13東和ビル１階
破産者　ボースン株式会社
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３４号
兵庫県西宮市鳴尾町５丁目２番33号
破産者　株式会社甲子園自動車整備
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２９４号
兵庫県姫路市延末295番地
破産者　株式会社岡部商店
１　決定年月日　平成24年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１５２４号
東京都福生市大字熊川764番地12ジャパンリリー206号室
破産者　小川　吉次
１　決定年月日　平成24年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部